

平成27年2月16日(月)
於 栃木県公館 大会議室

第165回 栃木県都市計画審議会
会 議 録

1. 開催日 平成27年2月16日(月)

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 16名

福田委員、築瀬委員、青木委員、戸室委員、
青山委員、半田委員、又野委員(代)、越智委員(代)、
末松委員(代)、松岡委員(代)、小菅委員、佐藤委員、
斉藤委員、三森委員、板橋委員、熊本委員、

※(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計
画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第165回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、県を代表して、吉田県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○吉田県土整備部長 県土整備部長の吉田でございます。本日は第165回の栃木県都市計画審議会に御出席を賜り、本当にありがとうございます。また、日ごろより都市計画行政をはじめとした県政全般に多大なる御支援をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

本日は、付議案件が4件、報告案件が1件でございます。

まず付議案件の1件目でございますが、壬生町の「都市計画区域区分の変更」について御審議をいただくものでございます。

付議案件の2件目でございますが、宇都宮市の「都市計画公園の変更」について御審議をいただきます。

3件目は、足利市の「都市計画道路の変更」について御審議をいただきます。

4件目は、鹿沼市の「都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」になります。これは、民間事業者が設置しようとする産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、都市計画上支障がないかを御審議いただくものでございます。

最後に、報告案件といたしまして、線引き都市計画区域における「都市計画区域マスタープランの策定状況について」を御報告申し上げます。

会長をはじめ、委員の皆様には、十分な御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日の出席委員でございますが、委員20名のうち出席者は16名で、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達しましたことを御報告いたします。

それでは、築瀬会長よろしくお願いたします。

○議長 本日は、第165回栃木県都市計画審議会を開催しましたところ、御多用中にもかかわらず御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきます。まず議事録署名委員ですが、5番 青木委員、6番 戸室委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。本日の案件としては、お手元の「第165回栃木県都市計画審議会 議案の概要」にございますように、「宇都宮都市計画区域区分の変更について」など4件の議案と、報告案件が1件でございます。

なお、審議会運営にあたりましては、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定に基づき、本日の審議は公開とさせていただきます。

最初に、第1号議案「宇都宮都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 都市計画課 大野でございます。それでは、第1号議案「宇都宮都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。お手元の「議案書」の1ページから3ページまで

が第1号議案でございます。

議案書3ページの位置図を御覧願います。本案件は、赤のハッチングで示しております壬生町の獨協医科大学病院地区の面積約37.6haにつきまして、市街化区域に編入しようとするものでございます。

参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページを御覧願います。改めまして、今回市街化区域に編入する区域でございますが、左側の「1 位置図」に赤のハッチングで示しております壬生町おもちゃのまち地区の東武宇都宮線おもちゃのまち駅から北西に約500m、北関東自動車道壬生インターチェンジから北に約1kmに位置します、市街化区域に隣接した約37.6haの区域でございます。

次に、参考資料右上の「2 地区の経緯」を御覧願います。区域の経緯でございますが、この区域につきましては、昭和46年に学校法人獨協学園が、市街化調整区域における開発許可を受けて開発に着手し、昭和48年に獨協医科大学を開学、昭和49年には大学病院を開院したところでございます。その後、医療機能の拡充を続けながら、平成6年には高度な医療を提供する特定機能病院として承認を受けるなど、地域医療の中核を担ってきた地区でございます。現在では、大学及び大学病院のほかに、看護専門学校や職員・学生寮、保育園、駐車場、ヘリポートなどが立地し、壬生町はもとより、本県の地域医療の中核を形成している区域でもございます。

このようなことから、壬生町といたしましては、当地区の医療や福祉の拠点として今後とも維持発展させるべく、振興計画や都市計画マスタープランにおいて、医療のみならず保健・福祉分野においても重点化を図る拠点として、本地区を健康福祉拠点と位置づけているところでございます。

また、参考資料左側にお戻りいただきまして、位置図に記載してありますように、北関東自動車道壬生インターチェンジから本地区にストレートに円滑にアクセスできるようにインター北通りを整備するなど、必要な基盤整備も行ってきたところでございます。

このようなことから、市街化区域に連続し、一定の区域で既に市街地が形成されていることや、都市基盤が整備されていることなどを勘案しまして、今後とも、健康福祉拠点としてさらなる発展を促進するため、当区域を市街化区域に編入しようとするものでございます。

なお、関連いたします用途地域の決定、地区計画の決定につきましては、壬生町の決定案件ではございますが、本件市街化区域の編入に併せて決定することとしております。

参考資料右下の「参考」を御覧願います。用途地域につきましては、既存施設の用途や周辺環境等を考慮しまして、多くの部分を黄色で着色した第一種住居地域としておりますが、幹線道路沿いで高度な土地利用が図れる区域には、今後、健康福祉拠点として必要とされます複合的施設や利便施設などの立地を想定しまして、オレンジ色で着色した県道宇都宮栃木線の沿道でございますが、その沿道の余り使われていない低未利用街区部分を準住居地域としているものでございます。

また、健康福祉拠点の形成に必要とされる建築物の用途を制限するために、地区計画を定めることとしております。用途地域を第一種住居地域とする区域を地区計画ではA区域とし、準住居地域とする区域はB区域としまして、それぞれの区域で建築できる建築物の用途は、図の右の表に記載された

用途に制限するものでございます。

本件につきましては、平成26年12月5日から19日までの2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

また、壬生町からは平成27年1月14日付で区域区分の変更案に対して「異存ない」旨の回答を得ております。

第1号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

特にこの案件については御意見ございませんか。本案件については原案どおり議決することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

.....

○議長 次に、第2号議案「宇都宮都市計画公園の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 第2号議案「宇都宮都市計画公園の変更について」御説明いたします。お手元の「議案書」の4ページから6ページまでが第2号議案でございます。

議案書6ページの位置図を御覧願います。本案件は、赤色の線で囲ってあります宇都宮市街地の南西部 西川田地区にございます栃木県総合運動公園の区域を拡大し、あわせまして6・6・001号栃木県総合運動公園に名称を変更しようとするものでございます。

参考資料で御説明いたします。参考資料2ページ、右側の「1 区域図」を御覧願います。栃木県総合運動公園につきましては、昭和23年に宇都宮総合運動場として都市計画決定し、その後、区域の面積や名称などの変更を経まして、現在は6・5・001号栃木県総合運動公園という名称で、青で示します区域が都市計画決定されているところでございます。

今回、青のところの左上に赤で示しますうつのみや競馬場跡地の区域と、右側の元運転免許試験場などの区域を追加するとともに、公園周辺の黄色で示します区域を一部廃止しようとするものでございます。面積は、資料右下の「3 新旧対照表」に示してありますように、現在の44.0haを71.1haとするものでございます。

続きまして、変更する理由及び内容について御説明させていただきます。

栃木県総合運動公園内の施設は、昭和55年の「栃の葉国体」開催にあわせて整備されたものが多く、その後30年以上が経過していることから、老朽化や耐震性の確保などの課題が生じております。また、周辺にはうつのみや競馬場跡地などの未利用の県有地がありまして、有効な利用が期待されているところでございます。

こうした中で、県としましては、未利用県有地の有効活用の観点や、長年にわたり本県スポーツの

拠点として役割を担ってきた総合運動公園のさらなる機能の向上、県民の多様なスポーツ活動の支援等の観点から、総合運動公園と隣接する未利用県有地を含めた区域を総合スポーツゾーンとして、県民総スポーツの推進拠点として整備することとしたものでございます。

また、県では平成24年に学識経験者や関係団体、県議会、交通事業者、地元の代表者などの方々を委員とします総合スポーツゾーン全体構想策定検討委員会を設置し、さまざまな見地からの御意見を伺い、またパブリック・コメントを実施した上で、昨年1月に総合スポーツゾーン全体構想を策定したところであります。

参考資料右上の「2 施設配置図」を御覧願います。総合スポーツゾーン全体構想の概要について御説明させていただきます。左上のうつのみや競馬場跡地に新スタジアムを整備いたします。スタジアムは陸上競技場とサッカー場の兼用となります。中央下の現在プールがある箇所には新武道館を整備いたします。武道館には弓道場を併設いたします。右側の元運転免許試験場には新体育館と屋内水泳場を整備いたします。左下にあります現在の陸上競技場は、新スタジアムの補助競技場として改修します。以上が、主な施設の整備方針となります。

続きまして、総合スポーツゾーンの整備にあわせた周辺交通計画でございますが、交通計画につきましては、平常時と、例えばサッカーのJ1リーグ等の大規模なイベントが行われる日を想定した特異日に分けて対策を検討しております。

まず平常時でございますが、「施設配置図」に青の破線で示してありますように、主に南側の国道121号（宮環）からの利用を想定してありまして、駐車場を分散配置するとともに、宮環の交差点や宮環と公園を結ぶ道路の改良を行うことにより、交通の集中による渋滞発生を防ぐこととしております。

次に特異日でございますが、特異日におきましては、園内の駐車場の利用を限定しまして、公共交通や園外駐車場からのシャトルバスの活用などにより、現状以上に車を呼び込まない、渋滞混雑を助長させないよう計画しているところでございます。

なお、総合スポーツゾーンの整備につきましては、平成34年に本県での開催が内定しております国民体育大会・全国障害者スポーツ大会のメイン会場として、また、平成32年に開催が決定した東京オリンピック・パラリンピック競技大会のキャンプ地としての誘致も想定しながら整備を進めていくこととしております。以上が、当該運動公園の区域の追加・拡大する内容あるいは理由でございます。

次に、黄色で示した一部廃止部分の内容及び理由について御説明いたします。もう一度左側の「1 区域図」を御覧願います。この図面に黄色で着色された部分が廃止する区域であります。これは公園周辺の道路について、交通処理の観点から、既存の公園区域側に道路を拡幅していく計画となっております。黄色で示します区域は現在の公園敷地から道路に変更となりますので、公園の区域から除き廃止するものでございます。

最後に、名称の変更について御説明いたします。右下の「3 新旧対照表」を御覧ください。今回の変更により、公園の面積が現在の44.0haから71.1haに変更となります。これによりま

して規模を表します2番目の番号が変更となりまして、変更後の都市計画公園の名称が6・6・001号栃木県総合運動公園となるものでございます。

なお、本地区の用途地域は第一種住居地域となっております、このままでは観覧場や大規模な公園施設の建築が制限されております。このため、これは宇都宮市の案件でございますが、公園の区域を特別用途地区に指定しまして、総合スポーツゾーンとして必要な施設の建築について制限を緩和することとしているところでございます。

この変更計画案につきまして、宇都宮市から平成27年1月27日付で「異存ない」旨の回答を得ております。

以上が、変更計画の内容についての御説明でございますが、本件につきまして、平成26年12月12日から26日までの2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出がありましたので、意見書の概要について、総括課長補佐から説明させます。

○事務局（栃木県都市計画課長補佐） 都市計画課の分田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは意見書の概要について御説明します。資料につきましては、「意見書の要旨」としてホチキス留めた資料の2ページから御覧ください。「第2号議案 宇都宮都市計画公園の変更について」に係る意見書の概要でございます。

ただいま御説明申し上げましたが、都市計画法第17条の規定により、1に示しますとおり、平成26年12月12日から26日までの2週間、公衆の縦覧に供したところでございます。その結果、この期間中に、2のとおり、1名の方からの意見書の提出がございました。

この意見書の取扱いでございますが、都市計画法第18条第2項の規定によりますと、「県は、都市計画審議会にその案を付議するときは、提出された意見書の要旨を審議会に提出しなければならない」とされていますので、ここに意見書の要旨を提出し、その概要を御説明するものでございます。

この御意見は、今回の公園区域の変更に直接かかわる意見ではございませんが、3に意見書の要旨としてまとめておりますので、説明させていただきます。

要旨は、「総合スポーツゾーンの整備にあわせて、本区域に指定廃棄物の処分場を誘致し、目の届くところで安全確実に長期保存することを提案する。」というものでございまして、広大な県有地があるので、処分場の問題もあわせて解決すればよいのではないかという意見でございます。

スクリーンを御覧ください。具体的な提案といたしまして、処分場の場所は、住宅地からの距離が十分とれる位置としてテニスコート付近とする。テニスコートの場所は、スクリーン上で赤色で塗り潰した位置となります。その場所で地上に放射線を遮蔽した施設を設置し、その上に新スタジアムを建設する。これにより、アスリートや観客は日常的に被曝するわけではないし、地上に遮蔽施設をつくることにより地下水汚染の心配もなく、むしろ雨天時の排水も理想的な管理ができる。なお、新スタジアムが移動することにより支障となるテニスコートや建設が予定されている新武道場などは競馬場跡地に移動すればよい。という意見であります。

なお、2ページ以降に意見書の原文をタイプ打ちしたものを添付しておりますので、参考に御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。この案件につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

意見書ですが、都市計画施設である都市公園の区域に触れたものではございませんね。中の使い方ということなので、こういう御意見があったと参考程度にお聞きするということではよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○議長 そのほか御意見、御質問がございましたら。よろしいですか。

それでは、御質問、御意見がないようですので、本案件については原案どおり議決することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議ございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

.....

○議長 続きまして、第3号議案「足利佐野都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 第3号議案「足利佐野都市計画道路の変更について」御説明いたします。お手元の「議案書」の7ページから9ページまでが第3号議案でございます。

議案書9ページの位置図を御覧願います。本案件は、赤色で示しております3・4・114号本城新山線の一部、変更区間と示しております区間の線形を変更し、あわせまして交差点部に付加車線を設置するため、幅員を一部変更しようとするものでございます。

参考資料で御説明いたします。参考資料の3ページを御覧願います。左上に「位置図」を示してございます。赤で示した道路が今回変更する本城新山線でございます。本城新山線は、足利市街地北部の骨格道路として、地域住民の方々の生活や産業を支える幹線道路であります。現在、国道293号として整備を進めておりました、広域道路としての機能もあわせ持った幹線道路でございます。

この道路の延長は1,350mでございますが、図の右側(東側)550mの区間が現在整備中、中ほどの250mが整備済みとなっております。今回、左に赤で「変更区間」と表示しております550mの区間の整備を行うにあたりまして、計画を見直しまして、線形及び一部の幅員を変更しようとするものでございます。

変更の内容を御説明申し上げます。参考資料3ページ右側の「2 平面図」を御覧願います。この図面は、変更する部分を拡大して示したものでございまして、黄色の線が現在の計画、赤の線が変更しようとする計画をそれぞれ示してございます。

まず、線形の変更でございます。一番左の起点部を御覧願います。黄色が変更前でございますが、

このまま整備しますと、本交差点で左にあります市道新山第二中学校通りとの交差が正対しない、いわゆるクランク状の交差点になってしまいます。このため、後ほど御説明いたしますが、この交差点部に左折専用車線を付加するなど交差点計画を見直しまして、起点を約7m南側にシフトさせた計画としております。これにあわせまして、屈曲部の是正など線形を見直しまして、赤の線で示しました線形に変更しようとするものでございます。

次に、幅員の一部変更でございまして。都市計画道路と交差します3・3・101号永楽町利保線及び3・5・101号大橋町赤松台2丁目線との交差点については、現在の計画では付加車線を整備する幅員がありません。そのため、円滑な交通を確保するため付加車線を整備することとしまして、幅員を変更しようとするものでございます。

左下の「3 横断図」を御覧願います。上段が3・4・114号本城新山線の標準部の横断図でございまして、道路幅員は現計画と同じ16mで計画しております。今回、交差点部につきましては、下段のとおり付加車線を設置しまして、全幅を17.5mに拡幅するものでございます。

なお、交通状況から考えまして、永楽町利保線との交差点部には、左折が卓越するという事で左折レーンを整備することとしております。また、大橋町赤松台2丁目線との交差点部には右折レーンを計画しているところでございます。

改めまして、右側の「2 平面図」を御覧願います。関連する都市計画でございまして、今回の変更に伴いまして、南側に接する都市計画公園6・5・101号総合運動公園の一部が道路敷となることとなります。足利市では、都市計画公園の区域を東側に少し広げることで、従前どおりの公園の規模・機能を確保するものであり、足利市決定の案件になりますが、今回の道路の変更にあわせまして公園の都市計画の変更を行うこととしております。

本件につきましては、平成26年12月5日から19日までの2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

また、足利市から平成27年1月20日付で「異存ない」旨の回答を得ております。

第3号議案の説明は以上でございまして。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。この案件につきまして御質問、御意見がございましたらよろしく願います。

特に御質問、御意見もないようですので、本案件については原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

.....

○議長 最後の案件になります。第4号議案「宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の

敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第4号議案「宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明いたします。お手元の「議案書」の10ページから12ページまでが第4号議案でございます。

議案書12ページの位置図を御覧願います。本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定によりまして、民間事業者が鹿沼市内の赤で囲まれた区域に設置しようとする産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかどうか御審議いただくものでございます。

参考資料の4ページを御覧願います。建築基準法第51条の条文と、中ほどの四角内に施行令の関係部分を記載してございます。

本案件は、建築基準法第51条におけるその他の処理施設であります産業廃棄物処理施設を民間事業者が設置しようとすることから、特定行政庁がただし書きの審査をするにあたりまして、4ページの下に手続の流れを示してありますが、特定行政庁であります鹿沼市長から知事あてに付議依頼がありましたので、本日、当審議会で御審議いただくものでございます。このため、本日は、特定行政庁の事務を所管しております鹿沼市建築指導課長も同席しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の内容について御説明させていただきます。参考資料5ページ左側の「1 施設の概要」を御覧願います。本案件は、民間事業者が、自社工場及び取引先から排出される廃プラスチック、また、自社工場で使用した木くずの焼却処理をするために、中間処理施設を設置しようとするものでございます。

改めまして、設置する敷地の位置でございますが、「2 位置図」に赤線で囲んで「当該地」と示しておりますが、鹿沼市さつき町及び深津地内の鹿沼工業団地内に位置しております。用途地域は、工業専用地域でございます。

事業者は、昭和37年に設立されまして、東京都に本社を、栃木県鹿沼市に支店及び事業所を設けて、プラスチック製品の製造販売を行っている企業であります。これまでも敷地内におきまして自社の製品製造工程から排出される廃プラスチックの焼却処理を行い、そこから発生した蒸気については、熱回収し、工場製造ラインの熱源として利用する、いわゆるサーマルリサイクルを行ってまいりました。今回、事業者は、老朽化した現在の施設を更新するにあわせまして、従来の廃プラスチック類の処理に加え、自社工場の木くずや、自社工場以外から発生する廃棄物の処理を行おうとする計画でございまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や建築基準法第51条ただし書きなどの許可を受け、産業廃棄物の中間処理施設（焼却施設）を設置しようとするものでございます。

本施設の処理の流れを参考資料5ページ左上に示しておりますが、搬入された廃プラスチック類及び工場内で発生する木くずを焼却処理し、処理後、最終処分場に搬出するものでございます。処理施設の処理能力は、一日当たり16.2tとなっております。

施設の配置でございますが、右側の「3 施設配置図」を御覧願います。先ほど御説明いたしました既存の焼却施設が上の小さい黄色の四角にありまして、こちらを今回更新しまして、その下の赤の

部分に設置する計画でございます。御覧のように、この処理施設は既存の工場や倉庫などと同一敷地となっております。そのため敷地面積が47,259.64㎡と少し大きなものになっております。

施設の場所の状況でございますが、左下の「位置図」を御覧願います。当該地は、東北縦貫自動車道鹿沼インターチェンジから北東へ約1kmの鹿沼工業団地内に位置しております。このため、周辺には大規模な工場が立地しております。学校や病院等の公共施設からは距離も離れているため、本施設が周辺の土地利用に支障を生じさせることはないものと考えております。

また、主な搬入・搬出経路でございますが、「位置図」に黄色で示しました東北縦貫自動車道、県道宇都宮楡木線など幹線道路を利用することとしております。なお、県道宇都宮楡木線でございますが、ここは通学路に指定されております。ただ、十分な幅員があり、両側に歩道も整備されている状況で、特に問題はないと思っております。

また、施設の稼働が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてでございますが、こちらにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、大気汚染、騒音、振動、臭気に関して生活環境影響調査を実施しており、それぞれの予測値は関係法令における規制基準を下回る結果となっております。そのため周辺地域の生活環境への影響は特になく、と考えております。また、本施設は周辺自治会との生活環境保全協定は必須要件とはなっておりませんが、今回の施設更新にあたりまして、自主的に平成25年8月に周辺自治会と生活環境保全協定を締結しております。

以上のことから、「本施設の敷地の位置については、都市計画上特に支障がないもの」と考えているところでございます。

第4号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。第4号議案につきまして御質問、御意見がございましたらよろしくお願いたします。

御質問、御意見がないようですので、本案件については都市計画上支障がない旨議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については都市計画上支障がない旨議決いたします。

以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。議決されました議案につきましては、直ちに答申の手続きをとりますので御了承ください。

.....

○議長 続きまして、報告第1号「線引き都市計画区域マスタープランの策定状況について」事務局より御報告をお願いします。

○事務局(栃木県都市計画課長補佐) それでは、報告第1号「都市計画区域マスタープランの策定状況について」報告させていただきます。報告資料1ページを御覧ください。

都市計画区域マスタープランにつきましては、前回の都市計画審議会において、策定にあたっての

基本方針及び非線引き都市計画区域14区域における概要及び今後のスケジュールについて御説明させていただいたところでございます。今回は、線引き都市計画区域であります宇都宮・足利佐野・小山栃木の3都市計画区域におけるマスタープランの概要及び今後のスケジュールについて報告させていただきます。

それでは、資料に基づき説明させていただきます。

まず、「1 都市計画区域マスタープランの概要」ですが、前回と同様のため簡潔に説明させていただきます。都市計画区域マスタープランは、都市計画法に基づき、都市の将来像や都市計画の基本的な方針を、都市計画区域ごとに、広域的な見地から都道府県が定めるものでございます。策定にあたっては、都市計画審議会の「次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方について」の答申や、昨年7月に策定いたしました「とちぎの都市ビジョン」を踏まえるとともに、市町村との調整を行いながら策定を進めております。

「2 都市計画区域の見直し」でございますが、市町村合併により市域の中に複数の都市計画区域が混在する市があることから、今回、見直しを行うこととしております。

都市計画区域の見直しにつきましては、都市計画審議会からの答申を踏まえ、1点目としまして、上河内都市計画区域は宇都宮都市計画区域と統合し、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を定めることとしております。両都市計画区域の統合につきましては、宇都宮市において昨年5月から住民説明会を開催するなど、地元住民や関係者の合意形成に努めてきたところでありまして、本年1月の宇都宮市都市計画審議会への報告を経まして、1月30日付で宇都宮市長から上申をいただいております。

2点目として、現在宇都宮都市計画区域となっている下野市の旧石橋町の区域を、他の旧国分寺・南河内町の区域と同じ小山栃木都市計画区域に変更することとしております。都市計画区域の変更につきましては、昨年11月の下野市都市計画審議会への報告を経まして、本年2月6日付で下野市長から上申をいただいております。

次に、「3 策定のポイントについて」でございますが、今回の主なポイントは3つでございます。

1点目として、「都市計画区域ごとに拠点地区を設定」したことでございます。市街地の規模や役割に応じて必要な都市機能を集積した広域拠点、地域拠点、生活拠点、産業拠点、観光レクリエーション拠点の5つの拠点地区を都市計画区域ごとに設定いたしました。

2点目として、「公共交通による拠点地区間のネットワークの強化」を図ることとしたことでございます。各拠点地区間の連携強化を図り、都市機能や居住機能を相互に補完するため、拠点地区間を結ぶ公共交通ネットワークの充実、強化を図ることといたしました。

3点目として、「都市防災に関する方針」を追加いたしました。防災拠点の整備、避難路などのネットワーク化、都市の耐震化・不燃化や河川災害・土砂災害対策について記載を追加したところでございます。

次に、2ページの「4 都市計画区域（案）」でございますが、先ほど区域の見直しで説明した内容を図示したものでございます。これによりまして、3つの線引き都市計画区域と14の非線引き都

市計画区域で構成されることとなります。

「5 策定スケジュール」でございますが、線引き都市計画区域のマスタープランにつきましては、今回報告後、本年5月から地元説明会や縦覧等の手続を進めていくこととしております。また、非線引き都市計画区域のマスタープランにつきましては、前回の都市計画審議会に報告いたしまして、昨年12月から本年1月にかけて地元説明会を行い、現在、都市計画法第16条に基づく縦覧を実施しているところでございます。線引き都市計画区域及び非線引き都市計画区域の両マスタープランにつきましては、平成27年度末を目途に、都市計画審議会に付議した上で、都市計画決定を行う予定でございます。

次に、都市計画区域ごとの概要でございますが、時間の関係もございまして、宇都宮都市計画区域マスタープラン（原案）の概要版を使って説明したいと思っております。それでは、3ページをお開きください。概要版記載の項目は非線引き都市計画区域と同様でございますので、主要なポイントにつきまして説明いたします。

まず、「2 都市づくりの基本理念等」でございますが、今後本格的に訪れる人口減少・超高齢社会におきましても、誰もが快適・便利に暮らしやすい、また環境にもやさしく、都市経営コストの面からも持続可能な集約型の都市への転換を図るため、「暮らしやすくコンパクトな都市づくり」、「誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり」など4つの基本理念を掲げております。

「3 将来都市構想」といたしましては、都市の核となる複数の拠点地区を形成するとともに、これらの拠点地区間を、公共交通を基本とした交通ネットワークで連携強化を図る多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を目指すこととしております。

「4 地域ごとの市街地像」における拠点地区といたしましては、①の都市機能や人口の集積を一層促進し、高度で複合的な土地利用を図る「広域拠点地区」としまして、「宇都宮市都心地区」、「鹿沼市中心市街地」、「真岡市中心市街地」。②の必要な都市機能の維持・充実を図り、日常生活の利便性の向上を図る「地域拠点地区」として、宇都宮市の「JR雀宮駅」や「JR岡本駅」などを位置づけております。

また、4ページになりますが、拠点地区間のネットワークを強化するため、「5 都市計画の決定及び実現化の方針」、特に「(3) 都市施設の整備に関する方針」といたしまして、鉄道・バスなどの公共交通ネットワークや歩行者・自転車の利用環境を充実していくとともに、自動車交通との連携や適切な役割分担によりまして、誰もが安全でスムーズに移動できる総合的な交通体系を構築することを掲げております。

また、(6)として「都市防災に関する方針」を、最後に「(7) その他」といたしまして、多様な主体と協働・連携した都市づくりを進めていくことを掲げております。

報告資料の5ページ以降には、足利佐野及び小山栃木都市計画区域マスタープラン（原案）の概要版を添付しておりますので、御確認をいただければと思います。なお、概要版で説明いたしました宇都宮都市計画区域マスタープラン（原案）の本編につきましては、別冊資料として添付しております。

こちら原案の内容として御確認いただければと思います。

以上、報告第1号につきましての説明でございます。

○議長 ただいま事務局から報告された事項については、専門委員会で調査を行っておりますので、専門委員会の委員である私から調査状況について御報告いたします。

今回の策定にあたりましては、昨年度より7回の専門委員会を開催しまして、これから本格的に訪れる人口減少・超高齢社会に対応した将来的な都市づくりについて議論してきたところでございます。

事務局より提出されました「線引き都市計画区域マスタープラン」につきましては、専門委員会で記載内容について調査したところ、これまでの専門委員会での意見などが適切に反映されていることを確認しましたので、この場で御報告させていただきます。

それでは、この案件につきまして御質問がございましたらよろしくお願いたします。

○委員 今、概要版の御説明をいただいたのですが、事前に別冊をいただきましたので、こちら読み込ませていただきました。特に別冊の27ページになりますが、鉄道・バス等ということで4行目にLRTが出てまいります。概要版のほうではLRTは具体的な文言は出ておりませんが、宇都宮市議会等でも、住民投票条例の直接請求といった経過もございました。また、今般も、報道等を見る限りですと、今度の2月・3月の議会において同様の議案等が出てくる部分もあるようでございますので、その言い回しといいますか。これは県の審議会ですし、LRTは宇都宮市の主要事業ということになってくると思います。その辺は、27ページを見ますと県が導入すると読めなくもないような表現になっております。「LRT」という文言がどうしても入るということであれば、この辺の表現も、「面的な公共交通ネットワークを構築します」というところで結んでいますが、「構築に向けて」とか、表現についてはあくまでも誤解がないように変更の御検討をいただけないかと思ひまして、意見として申し上げたいと思います。

○議長 それでは、この表現につきまして事務局から追加で御説明いただければと思います。

○幹事（栃木県都市計画課長） 都市計画区域マスタープランそのものは、先ほど総括補佐から説明がありましたように、都市の将来像や都市計画の基本的方針を広域的見地から県が定めるということでございます。事業者が特に誰ということではありません。道路等では市道とか県道という形で出ていますが、これは特に事業者を定めているようなものではございません。また、その中でも、都市ビジョンや国の方針にもありますように、「多核ネットワーク型コンパクトシティ」ということで、LRTをはじめとする新たな公共交通は、非常に都市にとって有効なものだということも言われるところがありますので、本都市計画マスタープランに記載させていただいているところでございます。

今、LRTについていろいろな議論があることは承知しております。実際に事業化にあたって必要になる都市計画決定手続等が控えてくるとは思いますが、そういう中におきましても、住民の理解や、事業化に対する適切性とか、適切に必要な助言を行っていく考えであります。

表現につきましては、もう少しいい表現があればとは考えておりますが、特に事業者として県が、という書き方ではないということは御理解いただければと思っております。

○議長 よろしいですか、はいどうぞ。

○委員 別件で、計画区域の変更のところでも、「住民の合意形成」という言葉を説明の中でも使われていますので、その辺も配慮して反映していただければ御検討いただきたいと思いますので、あわせて付け加えさせていただきます。

○幹事（栃木県都市計画課長） これは今、原案としてスタートしたばかりというところもございますので、これを基本に、これから県民の方への説明や意見照会を1年かけてやっていくこととなりますので、そういう中で考慮できるところは考慮していければと思っております。

○議長 よろしゅうございますか。

○委員 結構です。

○議長 マスタープランですから、あくまでもプランということで御理解いただきたいと思います。昨年6月ですか、改正都市再生特別措置法が制定されまして、これからの大きな都市計画の方向性として「コンパクトシティ」と、コンパクトシティを結ぶ「公共施設ネットワーク」ということを考えて人口減少・超高齢社会に対応していくのだということが大きな方針になっております。そういう方向でこのマスタープランもできたものと思います。私も検討委員として参加させていただき、そういうことで議論をさせていただきました。

さて、ほかにマスタープランにつきまして御質問はございますか。まだ、これはあくまでも案の段階で今日お示ししたということでございます。これから、資料にありますように、手続を経て決定していくものでございます。

では、御質問もないようですので、事務局より報告がありました線引き都市計画区域マスタープランにつきましては、引き続き市町との意見調整を図りながら、地元説明会などの都市計画の手続を進めていくこととしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。御審議ありがとうございました。

○事務局 以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時23分 閉会